

宮城県公立高等学校

教育課程編成の手引

IV 各学科に共通する各教科

【芸術】

令和元年6月

宮 城 県 教 育 委 員 会
仙 台 市 教 育 委 員 会
石 巻 市 教 育 委 員 会

7 芸術

(1) 芸術科改訂の趣旨及び要点

高等学校芸術科においては、小・中学校、高等学校を通じた音楽科、図画工作科、美術科、芸術科のこれまでの成果と課題を踏まえて改訂が行われた。以下はその要点である。

イ 目標の改善

芸術科で育成を目指す資質・能力を「生活や社会の中の芸術や芸術文化と豊かに関わる資質・能力」と規定し、目標を(1)「知識及び技能」、(2)「思考力、判断力、表現力等」、(3)「学びに向かう力、人間性等」の三つの柱で整理した。また、各科目の資質・能力の育成に当たっては、生徒が見方・考え方を働かせて学習活動に取り組めるようにすることが示された。

ロ 内容構成の改善

教科の目標の改善に基づいて内容を整理し、指導内容を、「知識」、「技能」、「思考力、判断力、表現力等」に関する事項で示している。

ハ 〔共通事項〕の新設

表現と鑑賞の学習に共通に必要な資質・能力を整理し、〔共通事項〕として示された。

ニ 知的財産権に関する配慮事項の充実

知的財産の保護と活用に関する配慮事項の内容を充実させている。

(2) 芸術科の目標

芸術の幅広い活動を通して、各科目における見方・考え方を働かせ、生活や社会の中の芸術や芸術文化と豊かに関わる資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 芸術に関する各科目の特質について理解するとともに、意図に基づいて表現するための技能を身に付けるようにする。 **【知識及び技能】**
- (2) 創造的な表現を工夫したり、芸術のよさや美しさを深く味わったりすることができるようにする。 **【思考力、判断力、表現力等】**
- (3) 生涯にわたり芸術を愛好する心情を育むとともに、感性を高め、心豊かな生活や社会を創造していく態度を養い、豊かな情操を培う。 **【学びに向かう力、人間性等】**

今回の改訂では、「学校教育においてなぜ芸術を学ぶのか」という意義がこの目標で明確となり、生活や社会の中の芸術や芸術文化と豊かに関わることができる生徒の姿を念頭に置いて、資質・能力の育成を目指す具体が示された。

目標の柱書では、ほとんどの教科が「見方・考え方を働かせ」という書き出しであるのに対し、芸術科は「～活動を通して」という書き出しになっている。芸術科の各科目の授業においては、様々な活動があり、その活動から学習として展開していくときに、生徒が「見方・考え方」を働かせる場面を作っていくことによって「活動」が「学習」となっていく。

(1)、(2)、(3)は、育成を目指す資質・能力の具体的な中身である。それぞれの資質・能力については、順序性はなく、相互に関連させながら、一体的に育成することが求められる。

(3) 科目編成

科目の編成及び標準単位数は、次のとおり、従前と同様である。

科目	標準単位数	科目	標準単位数	科目	標準単位数
音楽Ⅰ	2	音楽Ⅱ	2	音楽Ⅲ	2
美術Ⅰ	2	美術Ⅱ	2	美術Ⅲ	2
工芸Ⅰ	2	工芸Ⅱ	2	工芸Ⅲ	2
書道Ⅰ	2	書道Ⅱ	2	書道Ⅲ	2

7-1 芸術（音楽）

(1) 目標の改善

各科目で育成を目指す資質・能力を「音楽Ⅰ：生活や社会の中の音や音楽，音楽文化と幅広く関わる資質・能力」，「音楽Ⅱ：生活や社会の中の音や音楽，音楽文化と深く関わる資質・能力」，「音楽Ⅲ：生活や社会の中の多様な音や音楽，音楽文化と深く関わる資質・能力」と規定し，目標が(1)「知識及び技能」(2)「思考力，判断力，表現力等」(3)「学びに向かう力，人間性等」の三つの柱で整理された。また，各科目の資質・能力の育成に当たっては，生徒が音楽的な見方・考え方を働かせて学習活動に取り組めるように示されている。

(2) 内容の改善

イ 内容構成の改善

「A表現」「B鑑賞」の二つの領域に加え，〔共通事項〕が新たに示された。指導内容は，「思考力，判断力，表現力等」「知識」「技能」に分けて示された。目標と指導内容の構成は次のとおりである。

目 標	音楽Ⅰ：音楽の幅広い活動を通して，音楽的な見方・考え方を働かせ，生活や社会の中の音や音楽，音楽文化と幅広く関わる資質・能力を次のとおり育成することを目指す。 音楽Ⅱ：音楽の諸活動を通して，音楽的な見方・考え方を働かせ，生活や社会の中の音や音楽，音楽文化と深く関わる資質・能力を次のとおり育成することを目指す。 音楽Ⅲ：音楽の諸活動を通して，音楽的な見方・考え方を働かせ，生活や社会の中の多様な音や音楽，音楽文化と深く関わる資質・能力を次のとおり育成することを目指す。		
	(1)「知識及び技能」の習得に関する目標 (2)「思考力，判断力，表現力等」の育成に関する目標 (3)「学びに向かう力，人間性等」の涵養に関する目標		
領域等	A表現 (1)歌唱(2)器楽(3)創作	B鑑賞	〔共通事項〕
指 導 内 容	ア「思考力，判断力，表現力等」 イ「知識」 ウ「技能」	ア「思考力，判断力，表現力等」 イ「知識」	ア「思考力，判断力，表現力等」 イ「知識」

ロ 「知識」及び「技能」に関する指導内容の明確化

「知識」に関する指導内容について，「曲想と音楽の構造や文化的・歴史的背景との関わり」を理解することなどの具体的な内容が，各指導事項に示されている。

「A表現」の「技能」に関する指導内容について，例えば，歌唱分野における「創意工夫を生かした歌唱表現をするために必要な，曲にふさわしい発声，言葉の発音，身体の使い方などの技能を身に付けること」などの具体的な内容が，各指導事項に示されている。そのことによって，芸術科音楽における技能は，授業の中で生徒が思考，判断，表現する過程において習得できるようにすることが明確になった。

ハ 鑑賞の指導内容の充実

「B鑑賞」において，「自分や社会にとっての音楽の意味や価値」，「音楽表現の共通性や固有性」などについて考えることが事項として示され，生活や社会の中の音や音楽の働き，音楽文化についての関心や理解を深めていくことができるようになっている。

ニ 〔共通事項〕の新設

表現と鑑賞の学習に共通に必要な資質・能力として，〔共通事項〕が新設された。

※ 次頁【小学校・中学校・高等学校の〔共通事項〕の関連】参照

ホ 言語活動の充実

他者と協働しながら，音楽表現を生み出したり音楽を聴いてそのよさや価値等を考えたりしていく学習の充実を図る観点から，芸術科音楽の特質に応じた言語活動について，「A表現」及び「B鑑賞」の

指導に当たっての配慮事項として示された。

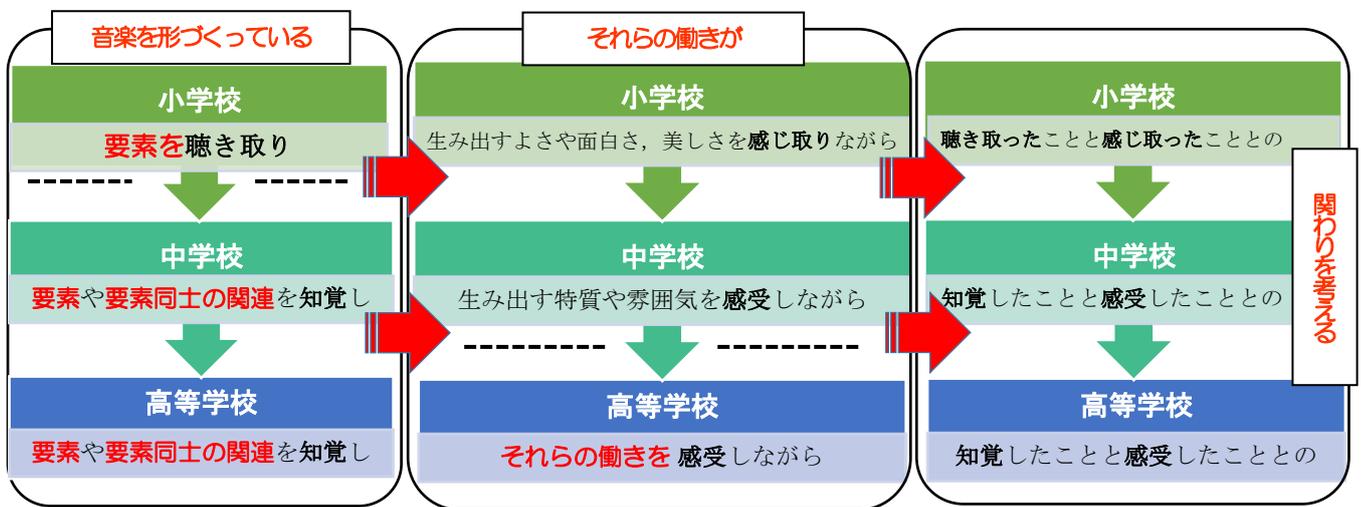
へ 「音楽Ⅲ」の内容の充実

従前、「音楽Ⅲ」では「A表現」の「(1)歌唱」, 「(2)器楽」, 「(3)創作」又は「B鑑賞」のうち一つ以上を選択して扱うことができていたが、今回の改訂における「音楽Ⅲ」の内容の取扱いにおいては、「A表現」と「B鑑賞」の両領域の内容を必ず扱うこととされた。これによって、全ての科目で「知識」, 「技能」, 「思考力, 判断力, 表現力等」の資質・能力をバランスよく育成できるようになった。

【小学校・中学校・高等学校の〔共通事項〕の関連】

〔共通事項〕の各校種における関連を整理すると、以下のとおりになる。

- イ 〔共通事項〕アは、芸術科音楽における表現及び鑑賞の学習において共通に必要な資質・能力の「思考力・判断力・表現力等」に関する資質・能力を示している。



- ロ 〔共通事項〕イは、芸術科音楽における表現及び鑑賞の学習において共通に必要な資質・能力の「知識」に関する資質・能力を示している。

音楽における動きと関わらせて理解するもの

小学校1-2年	<ul style="list-style-type: none"> ・音楽を形づくっている要素 ・それらに関わる身近な音符, 休符, 記号や用語
小学校3-6年	<ul style="list-style-type: none"> ・音楽を形づくっている要素 ・それらに関わる音符, 休符, 記号や用語
中学校	<ul style="list-style-type: none"> ・音楽を形づくっている要素 ・それらに関わる用語や記号など
高校	<ul style="list-style-type: none"> ・音楽を形づくっている要素 ・音楽に関する用語や記号など

(3) 芸術科（音楽）の各科目

イ 「音楽Ⅰ」

目 標

音楽の幅広い活動を通して、音楽的な見方・考え方を働かせ、生活や社会の中の音や音楽、音楽文化と幅広く関わる資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 曲想と音楽の構造や文化的・歴史的背景などの関わり及び音楽の多様性について理解するとともに、創意工夫を生かした音楽表現をするために必要な技能を身に付けるようにする。
- (2) 自己のイメージをもって音楽表現を創意工夫することや、音楽を評価しながらよさや美しさを自ら味わって聴くことができるようにする。
- (3) 主体的・協働的に音楽の幅広い活動に取り組み、生涯にわたり音楽を愛好する心情を育むとともに、感性を高め、音楽文化に親しみ、音楽によって生活や社会を明るく豊かなものにしていく態度を養う。

(イ) 内容について

A表現 (1) 歌唱 (2) 器楽 (3) 創作

B鑑賞

共通事項 今回の改訂で新たに示された事項である

表現及び鑑賞の学習において共通に必要な資質・能力を次のとおり育成する。

- (1) 「A表現」及び「B鑑賞」の指導を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア^{*1} 音楽が形づくっている要素や要素同士の関連を知覚し、それらの働きを感受しながら、知覚したことと感受したこととの関わりについて考えること。

イ^{*2} 音楽を形づくっている要素及び音楽に関する用語や記号などについて、音楽における働きと関わらせて理解すること。

*1 表現及び鑑賞の学習において共通に必要な資質・能力について「思考力、判断力、表現力等」に関する資質・能力を示している。

*2 表現及び鑑賞の学習において共通に必要な資質・能力について「知識」に関する資質・能力を示している。

(ロ) 内容の取り扱い(抜粋/題材を構想する上で必要となる配慮事項)

- (1) 内容の「A表現」及び「B鑑賞」の指導については、中学校音楽科との関連を十分に考慮し、それぞれ特定の活動のみに偏らないようにするとともに、必要に応じて、〔共通事項〕を要として各領域や分野の関連を図るものとする。

- (2) 内容の「A表現」の(1)、(2)及び(3)の指導については、ア、イ及びウの各事項を、「B鑑賞」の(1)の指導については、ア及びイの各事項を適切に関連させて指導する。

- (3) 生徒の特性等を考慮し、内容の「A表現」の(3)のウについては、(ア)、(イ)又は(ウ)のうち一つ以上を選択して扱うことができる。

- (4) 内容の〔共通事項〕は、表現及び鑑賞の学習において共通に必要な資質・能力であり、「A表現」及び「B鑑賞」の指導と併せて、十分な指導が行われるよう工夫する。

- (8) 内容の「A表現」及び「B鑑賞」の指導に当たっては、思考力、判断力、表現力等の育成を図るため、音や音楽及び言葉によるコミュニケーションを図り、芸術科音楽の特質に応じた言語活動を適切に位置付けられるよう指導を工夫する。なお、内容の「B鑑賞」の指導に当たっては、曲や演奏について根拠をもって批評する活動などを取り入れるようにする。

ロ 「音楽Ⅱ」

目 標

音楽の諸活動を通して、音楽的な見方・考え方を働かせ、生活や社会の中の音や音楽、音楽文化と深く関わる資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 曲想と音楽の構造や文化的・歴史的背景などとの関わり及び音楽の多様性について理解を深めるとともに、創意工夫を生かした音楽表現をするために必要な技能を身に付けるようにする。
- (2) 個性豊かに音楽表現を創意工夫することや、音楽を評価しながらよさや美しさを深く味わって聴くことができるようにする。
- (3) 主体的・協働的に音楽の諸活動に取り組み、生涯にわたり音楽を愛好する心情を育むとともに、感性を高め、音楽文化に親しみ、音楽によって生活や社会を明るく豊かなものにしていく態度を養う。

(イ) 内容について

A表現 (1) 歌唱 (2) 器楽 (3) 創作

B鑑賞

共通事項 今回の改訂で新たに示された事項である 「音楽Ⅰ」の〔共通事項〕(1)と同じ。

(ロ) 内容の取り扱い(抜粋/題材を構想する上で必要となる配慮事項)

- (2) 生徒の特性、学校や地域の実態を考慮し、内容の「A表現」については(1)、(2)又は(3)のうち一つ以上を選択して扱うことができる。
- (3) 内容の「B鑑賞」の指導については、各事項において育成を目指す資質・能力の定着が図られるよう、適切かつ十分な授業時数を配当するものとする。

ハ 「音楽Ⅲ」

目 標

音楽の諸活動を通して、音楽的な見方・考え方を働かせ、生活や社会の中の多様な音や音楽、音楽文化と深く関わる資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 曲想と音楽の構造や文化的・歴史的背景などとの関わり及び音楽の多様性について理解を深めるとともに、創意工夫や表現上の効果を生かした音楽表現をするために必要な技能を身に付けるようにする。
- (2) 音楽に関する知識や技能を総合的に働かせながら、個性豊かに音楽表現を創意工夫したり音楽を評価しながらよさや美しさを深く味わって聴いたりすることができるようにする。
- (3) 主体的・協働的に音楽の諸活動に取り組み、生涯にわたり音楽を愛好する心情を育むとともに、感性を磨き、音楽文化を尊重し、音楽によって生活や社会を明るく豊かなものにしていく態度を養う。

(イ) 内容について

A表現 (1) 歌唱 (2) 器楽 (3) 創作

B鑑賞

従前は「A表現」の「(1)歌唱」、「(2)器楽」、「(3)創作」又は「B鑑賞」のうち一つ以上を選択して扱うことができたこととしていたが、今回の改訂では、「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の三つの資質・能力をバランスよく育成する観点から、「A表現」と「B鑑賞」の両領域を扱うこととなった。

共通事項 今回の改訂で新たに示された事項である 「音楽Ⅰ」の〔共通事項〕(1)と同じ。

(ロ) 内容の取り扱い(抜粋/題材を構想する上で必要となる配慮事項)

(1) 生徒の特性、学校や地域の実態を考慮し、内容の「A表現」については(1)、(2)又は(3)のうち一つ以上を選択して扱うことができる。また、内容の「B鑑賞」の(1)のアについては、(ア)を扱うとともに、(イ)又は(ウ)のうち一つ以上を、イについては(ア)、(イ)、(ウ)又は(エ)のうち一つ以上を選択して扱うことができる。

(4) Q&A

Q1 各科目の指導計画作成に当たって、どのような点に留意すればよいか。

音楽Ⅰの指導計画作成に当たっては、中学校音楽科の指導内容との関連を十分に考慮するとともに、「A表現」及び「B鑑賞」のそれぞれ特定の活動のみに偏ることのないよう留意する。また、「3 内容の取扱い」(1)から(11)に示された事項について十分配慮し、各領域や分野の学習活動がバランスよく配列されるよう留意する。

音楽Ⅱ、音楽Ⅲについては、音楽Ⅰをベースとした系統的な学習となるよう配慮し、それぞれの科目での学習の成果が積み上がるような内容で指導計画を作成したい。

Q2 生活や社会の中の音や音楽、音楽文化と関わる資質・能力とはどのようなことか。

音楽の各科目を通じて育成を目指す資質・能力であり、具体的には各科目の目標(1)、(2)及び(3)を指す。ここでは、従前の目標で示していた「音楽文化についての理解を深める」ことの趣旨も含まれる。中学校音楽科の学習を基礎にして、文化的・歴史的背景などの広い視野で音楽をとらえ、音楽文化の理解を深めていけるよう、指導する際には留意したい。

日々の生活やその生活を営む社会の中には、様々な音や音楽、音楽文化があり、人々の営みに直接、間接に影響を与えている。生活や社会の中の音や音楽、音楽文化と関わる資質・能力を育成することは、生徒がその後の人生において、音や音楽、音楽文化と主体的に関わり、心豊かな生活を営むことにつながり、音楽文化を継承、発展、創造することにつながる。

Q3 音楽における「知識」、「技能」とはどのようなものか。

「知識」は、単に新たなことを知ることや言葉を暗記することに終始するものではなく、表現及び鑑賞の活動における学習過程を通して身に付けたり、理解を深めたりし、新たな学習過程を通して再構築されていくものである。指導に当たっては、音楽を形づくっている要素などの働きについて実感を伴いながら理解し、表現や鑑賞などに生かすことができるようにすること、音楽に関する歴史や文化的意義を、表現や鑑賞の活動を通して、自己との関わりの中で理解できるようにすることが大切である。

「技能」についても、一定の手順や段階を追って身に付く技能のみならず、意図に基づいて表現できるよう、様々な状況や課題に応じて主体的に活用できる技能として身に付けることができるようにすることが大切である。あくまでも創意工夫の過程で、様々な音楽表現を試しながら表現意図を明確にしつつ、また技能も習得されていくというような指導が必要となる。

なお、「知識」は「A表現」及び「B鑑賞」の両方に関わるのに対し、「技能」は「A表現」のみに関わるものである。

Q4 「共通事項」が新設されたが、どのように取り扱えばよいか。

「共通事項」に示された内容は、表現と鑑賞の学習に共通に必要な資質・能力であり、従前の趣旨を継承しつつ、その趣旨と重要性を一層明確にしたものである。「A表現」及び「B鑑賞」の各項目の指導事項

と関連付けて指導するものとし、実際の音楽活動と切り離して単独で指導することがないように十分留意する。また、小・中学校音楽科の〔共通事項〕との関連を踏まえながら（【小学校・中学校・高等学校の〔共通事項〕の関連】参照）、指導に当たりたい。様々な要素が関連し合っただけで音楽が形づくられていることに十分留意しつつ、どの要素を学習の対象にするのかを明らかにすることが大切である。

Q5 知的財産権に関する配慮事項とはどのようなことか。

著作権法では、教育現場での著作物の利用を円滑にするため、著作権者の了解を得ずに著作物を利用できる例外措置が示されており、いくつかの条件が定められている。授業者は、このことについて正しく理解する必要がある。また、インターネットを通じて配信されている音楽についても、著作権が存在するという点についての認識が十分でない現状が見られるので留意する。なお、著作権の保護期間の計算方法や特例についても確認しておくことが大切である。

指導に当たっては、授業の中で表現したり鑑賞したりする多くの曲について、それを創作した著作者や実演家等がいること、音楽作品が著作物であり知的財産であること、知的財産を教材として活用することで音楽の幅広い活動が行えることなどを生徒が意識できるようにし、必要に応じて、音楽に関する知的財産権について触れるようにすることが大切である。

Q6 障害のある生徒などへの指導に当たり、どのような配慮が必要か。

学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的・組織的に行う。その際、芸術科音楽の目標や内容の趣旨、学習活動のねらいを踏まえ、学習内容の変更や学習活動の代替を安易に行うことがないように留意するとともに、生徒の学習負担や心理面にも配慮する。なお、学校においては、個別の指導計画を作成し、必要な配慮を記載し、他教科等の担任と共有したり、翌年度の担任等に引き継いだりすることが必要である。

【芸術科音楽における配慮の例】

音楽において、音楽を形づくっている要素を知覚することが難しい場合は、要素に着目しやすくなるよう、用語や記号、または言葉などを提示したり、音楽に合わせて一緒に拍を打ったり体を動かしたりするなどして、要素の表れ方を視覚化、動作化するなどの配慮をする。なお、動作化する際は、決められた動きのパターンを習得するような活動にならないよう留意する。

7-2 芸術（美術）

(1) 目標の改善

「(1) 知識及び技能」については、造形的な視点を豊かにするために必要な知識と、表現における創造的に表す技能に関するもの。「(2) 思考力、判断力、表現力等」については、表現における発想や構想と、鑑賞における見方や感じ方などに関するもの。「(3) 学びに向かう力、人間性等」については、学習に主体的に取り組む態度や生涯にわたり美術を愛好する心情、豊かな感性などに関するもの。教科の目標では、これらの(1)、(2)、(3)を相互に関連させながら育成できるように整理された。

(2) 内容の改善

イ 表現領域の改善

「A表現」の内容を育成する資質・能力を一層明確にする観点から、「(1) 絵画・彫刻」、「(2) デザイン」、「(3) 映像メディア表現」の各分野における各事項を、発想や構想に関する資質・能力と技能に関する資質・能力の二つの観点から整理された。

ロ 鑑賞領域の改善

「B鑑賞」の内容を、アの「美術作品など」に関する事項と、イの「美術の働きや美術文化」に関する事項に分けて示された。アの「美術作品など」に関する事項では、「A表現」の各分野と関連を図り、特に発想や構想に関する資質・能力と鑑賞に関する資質・能力とを総合的に働かせて「思考力、判断力、表現力等」を育成することを重視している。イの「美術の働きや美術文化」に関する事項では、生活や社会と文化は密接に関わっていることや、社会に開かれた教育課程を推進する観点などから、従前の美術の働きに関する鑑賞と、美術文化に関する鑑賞を大きく一つにまとめている。＜美術Ⅰ◆内容の表を参照＞

ハ 【共通事項】の新設

生徒が多様な視点から造形を豊かに捉えることができるよう、造形的な視点を豊かにするために必要な知識を【共通事項】として新設された。

ニ 言語活動の充実

「A表現」及び「B鑑賞」の指導に当たっては、芸術科美術の特質に応じて、【共通事項】に示す事項を視点に、アイデアスケッチなどで構想を練ったり、言葉などで考えを整理したりすることや、作品について批評し合う活動などを取り入れるようにするなどの言語活動の充実を図れるようにする。

ホ 「美術Ⅲ」の内容の充実

従前、配慮事項において、「美術Ⅲ」では「A表現」の「(1)絵画・彫刻」、「(2)デザイン」、「(3)映像メディア表現」及び「B鑑賞」のいずれか一つ以上を選択して扱うことができていたが、「美術Ⅲ」においても「A表現」と「B鑑賞」の両領域の内容を必ず扱うこととした。これによって、「A表現」及び「B鑑賞」相互の関連を図り学習が深められるようになった。

(3) 芸術科（美術）の各科目

イ 「美術Ⅰ」

目 標

美術の幅広い創造活動を通して、造形的な見方・考え方を働かせ、美的体験を重ね、生活や社会の中の美術や美術文化と幅広く関わる資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 対象や事象を捉える造形的な視点について理解を深めるとともに、意図に応じて表現技法を創意工夫し、創造的に表すことができるようにする。
- (2) 造形的なよさや美しさ、表現の意図と創造的な工夫、美術の働きなどについて考え、主題を生成し創造的に発想し構想を練ったり、価値意識をもって美術や美術文化に対する見方や感じ方を深めたりすることができるようにする。
- (3) 主体的に美術の幅広い創造活動に取り組み、生涯にわたり美術を愛好する心情を育むとともに、感性を高め、美術文化に親しみ、心豊かな生活や社会を創造していく態度を養う。

(イ) 内容について

A表現 (1) 絵画・彫刻 (2) デザイン (3) 映像メディア表現

B鑑賞

共通事項 今回の改訂で新たに示された事項である

◆内容

【目標との関連】 思考力…思, 判断力…判, 表現力…表, 技能…技, 知識…知

		内容の構成		目標との 関連	
領域等	項目	指導内容	指導事項		
領域	A 表現	(1) 絵画 彫刻	ア: 感じ取ったことや考えたことなどを 基にした発想や構想	(ア) 主題の生成 (イ) 創造的な表現の構想	思・判・表 等
			イ: 発想や構想をしたことを基に創造的 に表す技能	(ア) 材料や用具を生かす技能 (イ) 創造的に表す技能	技
		(2) デザイン	ア: 目的や機能などを考えた発想や構想	(ア) 主題の生成 (イ) 創造的な表現の構想	思・判・表 等
			イ: 発想や構想したことを基に創造的に 表す技能	(ア) 材料や用具を生かす技能 (イ) 創造的に表す技能	技
		(3) 映像 メディア 表現	ア: 映像メディアの特性を踏まえた発想 や構想	(ア) 主題の生成 (イ) 創造的な表現の構想	思・判・表 等
			イ: 発想や構想したことを基に創造的に 表す技能	(ア) 映像メディア機器などの用具を生かす 技能 (イ) 効果的に表す技能	技
	B 鑑賞	(1) 鑑賞	ア: 美術作品などに関する鑑賞	(ア) 感じ取ったことや考えたことなどを基 にした絵画・彫刻に関する鑑賞 (イ) 目的や機能などを考えたデザインに関 する鑑賞 (ウ) 映像メディアの特性を踏まえた表現に 関する鑑賞	思・判・表 等
			イ: 美術の働きや美術文化に関する鑑賞	(ア) 美術の働きに関する鑑賞 (イ) 美術文化に関する鑑賞	
	共通 事項	「A表現」, 「B鑑賞」 の指導を通 して指導	ア: 造形の要素の働きの理解		知
		イ: 全体のイメージや作風, 様式などで捉えることの理解			

(ロ) 内容の取り扱い

- ① 内容の「A表現」及び「B鑑賞」の指導に当たっては、中学校美術科との関連を十分に考慮し、「A表現」及び「B鑑賞」相互の関連を図り、特に発想や構想に関する資質・能力と鑑賞に関する資質・能力とを総合的に働かせて学習が深められるようにする。
- ② 生徒の特性、地域や学校の実態を考慮し、内容の「A表現」の(1)については絵画と彫刻のいずれかを選択したり、一体的に扱ったりすることができる。また、(2)及び(3)についてはいずれかを選択して扱うことができる。その際、感じ取ったことや考えたことなどを基にした表現と、目的や機能などを考えた表現の学習が調和的に行えるようにする。

【「A表現」の指導計画の作成例】

例	(1) 絵画・彫刻 (感じ取ったこと)		(2) デザイン (目的や機能)	(3) 映像メディア表現	
	絵画	彫刻		(感じ取ったこと)	(目的や機能)
1	○		○		
2		○	○		
3	○				○
4		○			○

※「指導計画の作成例」1～4を上回って題材を設定することは可能である

- ③ 内容の「B鑑賞」の指導に当たっては、各事項において育成を目指す資質・能力の定着が図られるよう、適切かつ十分な授業時数を配当するものとする。
- ④ 内容の「共通事項」は、表現及び鑑賞の学習において共通に必要な資質・能力であり、「A表現」及び「B鑑賞」の指導と併せて、十分な指導を行い、各事項の実感的な理解を通して、生徒が造形を豊かに捉える多様な視点がもてるように配慮するものとする。
- ⑤ 内容の「A表現」の指導に当たっては、スケッチやデッサンなどにより観察力、思考力、描写力などが十分高まるよう配慮するものとする。
- ⑥ 内容の「A表現」の指導に当たっては、主題の生成から表現の確認及び完成に至る全過程を通して、自分のよさを発見し喜びを味わい、自己実現を果たしていく態度の形成を図るよう配慮するものとする。
- ⑦ 内容の「B鑑賞」の指導に当たっては、日本の美術も重視して扱うとともに、アジアの美術などについても扱うようにする。
- ⑧ 内容の「A表現」及び「B鑑賞」の指導に当たっては、芸術科美術の特質に応じて、発想や構想に関する資質・能力や鑑賞に関する資質・能力を育成する観点から、「共通事項」に示す事項を視点に、アイデアスケッチなどで構想を練ったり、言葉などで考えを整理したりすることや、作品について批評し合う活動などを取り入れるようにする。
- ⑨ 創造することの価値を捉え、自己や他者の作品などに表れている創造性を尊重する態度の形成を図るとともに、必要に応じて、美術に関する知的財産権や肖像権などについて触れるようにする。また、こうした態度の形成が、美術文化の継承、発展、創造を支えていることへの理解につながるよう配慮するものとする。
- ⑩ 事故防止のため、特に刃物類、塗料、器具などの使い方の指導と保管、活動場所における安全指導を徹底するものとする。

ロ 「美術Ⅱ」

「美術Ⅱ」の目標は、芸術科の目標を受けるとともに、「美術Ⅰ」の目標との関連を考慮して、次のように示されている。(アンダーラインは「美術Ⅰ」の目標に追記されているもの)

目 標

美術の創造的な諸活動を通して、造形的な見方・考え方を働かせ、美的体験を深め、生活や社会の中の美術や美術文化と深く関わる資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 対象や事象を捉える造形的な視点について理解を深めるとともに、意図に応じて表現方法を創意工夫し、個性豊かで創造的に表すことができるようにする。
- (2) 造形的なよさや美しさ、表現の意図と創造的な工夫、美術の働きなどについて考え、主題を生成し個性豊かに発想し構想を練ったり、自己の価値観を高めて美術や美術文化に対する見方や感じ方を深めたりすることができるようにする。
- (3) 主体的に美術の創造的な諸活動に取り組み、生涯にわたり美術を愛好する心情を育むとともに、感性と美意識を高め、美術文化に親しみ、心豊かな生活や社会を創造していく態度を養う。

(イ) 内容について（「美術Ⅰ」の内容に準ずる。＜美術Ⅰ◆内容の表を参照＞）

A表現 (1) 絵画・彫刻 (2) デザイン (3) 映像メディア表現

B鑑賞

共通事項 今回の改訂で新たに示された事項である

(ロ) 内容の取り扱い

- ① 内容の「A表現」及び「B鑑賞」の指導については、相互の関連を図り、特に発想や構想に関する資質・能力と鑑賞に関する資質・能力とを総合的に働かせて学習が深められるようにする。
- ② 生徒の特性、学校や地域の実態を考慮し、内容の「A表現」については(1)、(2)又は(3)のうち一つ以上を選択して扱うことができる。また、内容の「A表現」の(1)については、絵画と彫刻のいずれかを選択したり一体的に扱ったりすることができる。
- ③ 内容の取扱いに当たっては、「美術Ⅰ」の3の(3)から(10)（「編成の手引き」では、「美術Ⅰ」の(ロ)③～⑩まで）と同様に扱うものとする。

ハ 「美術Ⅲ」

「美術Ⅲ」の目標は、芸術科の目標を受けるとともに、「美術Ⅰ」及び「美術Ⅱ」の目標との関連を考慮して、次のように示されている。（アンダーラインは「美術Ⅰ」・「美術Ⅱ」の目標に追記されているもの）

目 標

美術の創造的な諸活動を通して、造形的な見方・考え方を働かせ、美的体験を豊かにし、生活や社会の中の多様な美術や美術文化と深く関わる資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 対象や事象を捉える造形的な視点について理解を深めるとともに、意図に応じて表現方法を追求し、個性を生かして創造的に表すことができるようにする。
- (2) 造形的なよさや美しさ、独創的な表現の意図と創造的な工夫、美術の働きなどについて考え、主題を生成し個性を生かして発想し構想を練ったり、自己の価値観を働かせて美術や美術文化に対する見方や感じ方を深めたりすることができるようにする。
- (3) 主体的に美術の創造的な諸活動に取り組み、生涯にわたり美術を愛好する心情を育むとともに、感性と美意識を磨き、美術文化を尊重し、心豊かな生活や社会を創造していく態度を養う。

(イ) 内容について（「美術Ⅰ」の内容に準ずる。＜美術Ⅰ◆内容の表を参照＞）

A表現 (1) 絵画・彫刻 (2) デザイン (3) 映像メディア表現

B鑑賞

共通事項 今回の改訂で新たに示された事項である

(ロ) 内容の取り扱い

- ① 生徒の特性、学校や地域の実態を考慮し、内容の「A表現」については(1)、(2)又は(3)のうち一つ以上を、「B鑑賞」の(1)については、ア又はイのうち一つ以上を選択して扱うことができる。また、内容の「A表現」の(1)については絵画と彫刻のいずれかを選択したり一体的に扱ったりすることができる。
- ② 内容の取扱いに当たっては、「美術Ⅰ」の3の(3)から(10)まで、「美術Ⅱ」の3の(1)（「編成の手引き」では、「美術Ⅰ」の(ロ)③～⑩まで）と同様に扱うものとする。

(4) Q&A

Q1 共通事項の指導にあたり、どのような点に留意すればいいか。

形や色、材料などから性質や感情、イメージなどを豊かに感じ取る力を育成し、表現や鑑賞の能力を高めることをねらいとしています。これらは表現や鑑賞の学習の基盤となるものであり、全ての学習活動において共通に指導することが大切です。

Q2 鑑賞の指導上の留意点について教えてください。

造形的な視点を豊かにもって対象を鑑賞するには、言葉で考えさせ整理することも重要です。言葉にすることでそれまで漠然と見ていたことが整理され、美的要素が明確になります。さらに他者と意見交換することで、一人では気付かなかった価値等に気付くことができるようになります。

Q3 美術の授業で「工芸」の題材を扱ってもよいのか？

アート（美術）とクラフト（工芸）の領域の線引きは難しいものですが、高校「工芸Ⅰ」が中学美術の学習を基礎に展開していることから、美術と密接な関係を持っています。「工芸」が設定されていない所属校においては、生徒の特性、学校や地域の実態を考慮した上で、あくまで「美術」の領域で育成する資質・能力など学習のねらいを明確にした上で、必要に応じて「美術」の視点から「工芸」を扱うようにしてください。

Q4 「B鑑賞」の充実させるためにはどうすればよいのか？

著名な作品の鑑賞のみならず、授業者や生徒が生み出した作品にもかけがえのない価値があり、「A表現」との関連を図ることや言語活動を用いるなど効果的に鑑賞することは「思考力、判断力、表現力等」の育成に繋がります。ただし「A表現」の学習のための「B鑑賞」となることに偏ることや、単に作品鑑賞の映像を生徒に見せて感想文のみで評価する授業、画家や題名の暗記に終始しないように留意してください。また美術館・博物館との連携は勿論のこと、実物に近い複製などは地域の図書館などで貸し出している自治体もあります。学校や地域の実態把握をすることで、地域の文化財や遺跡、地域独自の材料や題材を身近な学習資源を積極的に活用しましょう。効果的な鑑賞指導を行い、適切かつ十分な授業を確保できるよう年間指導計画に適切に位置付けてください。また鑑賞活動の充実に向けて、生徒たちが鑑賞する態度を養う上でも、美術を身近に感じられる校内展示を充実することも効果的です。

Q5 中学の美術との学びの接続をどの様に図ればよいのか？

中学校によっては専任の他、免外や講師の先生が授業を担当するなど様々な形態の授業を受けて、生徒たちは高校に進学してきます。その為、高校での初期段階からアンケートを用いるなど生徒の小・中学校での学習の実態把握を行い、学習の格差を補えるよう基礎・基本の知識・技能の他、カッターなどの刃物を含めた道具の扱い方や、筆やパレットの片付け方なども改めて指導の徹底を行い、高校生の発達段階に合わせた年間計画を設定することが望ましいです。実態把握には地域の小・中学校の美術展覧会などで情報交換や情報収集を行なうことも効果的です。

Q6 「生涯にわたり」美術を愛好する心情を育むとは？

中学校学習指導要領「美術」の科目の目標には、「生涯にわたり」という言葉は使われていません。同じく、『心豊かな生活や「社会」を創造していく態度』においても「社会」という言葉が高校美術にて使用されています。以上のように高校では、美術を通じて生涯学習の進展や、社会の中で美術を生かし探究・創造していく態度を養うことが求められています。そのため高校美術の学習の中で、美術が生活や社会と密接に関係していることを意識し、つくる・観る・飾る・使うことなど、美術の働きを実感的に捉えるようにして、美術の授業での学びが今後の生涯においてどのように活用できるかを意識した題材設定をすることが必要です。

Q7 障害のある生徒への指導の工夫はどのようにすればよいか。

形や色、材料の変化を見分ける・感じ取ることなどが難しい場合は生徒の実態やこれまでの経験に応じて、生徒にとって分かりやすいものを例示したり、主題に応じて材料や用具、技法を増やすまたは絞るなどの配慮を行ってください。美術では、絵具と筆で「描く」だけではなく、パピエ・コレや版画、モダンテクニックなど道具を活用した様々な技法があるため、生徒の障害に応じて主題に合った技法を選択するなど指導の工夫を行ってください。生徒の実態や困難さに応じた指導内容や指導方法を工夫するように努め、実態把握には、事前に担任教員や他教科等の担当との情報交換・情報共有を行い、また翌年度の担任等にこれまでの経験や学習内容等を引き継ぐことが必要です。

7-3 芸術（工芸）

(1) 目標の改善

「(1)知識及び技能」については、造形的な視点を豊かにするために必要な知識と、表現における創造的に表す技能に関するもの。「(2)思考力, 判断力, 表現力等」については、表現における発想や構想と、鑑賞における見方や感じ方などに関するもの。「(3)学びに向かう力, 人間性等」については、学習に主体的に取り組む態度や生涯にわたり工芸を愛好する心情, 豊かな感性などに関するもの。教科の目標では、これらの(1), (2), (3)を相互に関連させながら育成できるように整理された。

(2) 内容の改善

イ 表現領域の改善

「A表現」の内容を育成する資質・能力を一層明確にする観点から、「(1)身近な生活と工芸」, 「(2)社会と工芸」の各分野における各事項を、発想や構想に関する資質・能力と技能に関する資質・能力の二つの観点から整理された。

ロ 鑑賞領域の改善

「B鑑賞」の内容を、アの「工芸作品など」に関する事項と、イの「工芸の働きや工芸の伝統と文化」に関する事項に分けて示された。アの「工芸作品など」に関する事項では、「A表現」の「(1)身近な生活と工芸」, 「(2)社会と工芸」との関連を図り、特に発想や構想に関する資質・能力と鑑賞に関する資質・能力とを総合的に働かせて「思考力, 判断力, 表現力等」を育成することを重視している。イの「工芸の働きや工芸の伝統と文化」に関する事項では、生活や社会と文化は密接に関わっていることや、社会に開かれた教育課程を推進する観点などから、従前の工芸の働きに関する鑑賞と、工芸の伝統と文化に関する鑑賞を大きく一つにまとめている。

ハ 【共通事項】の新設

生徒が多様な視点から造形を豊かに捉えることができるよう、造形的な視点を豊かにするために必要な知識を【共通事項】として新設された。

二 言語活動の充実

「A表現」及び「B鑑賞」の指導に当たって、芸術科工芸の特質に応じて、【共通事項】に示す事項を視点に、アイデアスケッチなどで構想を練ったり、言葉などで考えを整理したりすることや、作品について批評し合う活動などを取り入れるようにするなどの言語活動の充実を図れるようにする。

ホ 「工芸Ⅲ」の内容の充実

従前、配慮事項において、「工芸Ⅲ」では「A表現」の「(1)身近な生活と工芸」, 「(2)社会と工芸」及び「B鑑賞」のいずれか一つ以上を選択して扱うことができていたが、内容の取扱いにおいて「生徒の特性, 学校や地域の実態を考慮し、内容の『A表現』については(1)又は(2)のうち一つ以上を、『B鑑賞』の(1)についてはア又はイのうち一つ以上を選択して扱うことができる。」と示され、「工芸Ⅲ」においても「A表現」と「B鑑賞」の両領域の内容を必ず扱うこととなった。これによって、「A表現」及び「B鑑賞」相互の関連を図り学習が深められるようになった。

(3) 芸術科（工芸）の各科目

イ 「工芸Ⅰ」

目 標

工芸の幅広い創造活動を通して、造形的な見方・考え方を働かせ、美的体験を重ね、生活や社会の中の工芸や工芸の伝統と文化と幅広く関わる資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 対象や事象を捉える造形的な視点について理解を深めるとともに、意図に応じて制作方法を創意工夫し、創造的に表すことができるようにする。
- (2) 造形的なよさや美しさ、表現の意図と創意工夫、工芸の働きなどについて考え、思いや願いなどから心豊かに発想し構想を練ったり、価値意識をもって工芸や工芸の伝統と文化に対する見方や感じ方を深めたりすることができるようにする。
- (3) 主体的に工芸の幅広い創造活動に取り組み、生涯にわたり工芸を愛好する心情を育むとともに、感性を高め、工芸の伝統と文化に親しみ、生活や社会を心豊かにするために工夫する態度を養う。

(イ) 内容について

A表現 (1) 身近な生活と工芸 (2) 社会と工芸

B鑑賞

共通事項 今回の改訂で新たに示された事項である

◆内容

【目標との関連 ・思考力…思、 ・判断力…判、 ・表現力…表、 ・技能…技、 ・知識…知】

		内容の構成			目標との関連
領域等	項目	指導内容	指導事項		
領域	A表現	(1) 身近な生活と工芸	ア:身近な生活の原点に立った発想や構想	(ア)心豊かな発想 (イ)制作の構想	思・判・表
			イ:発想や構想をしたことを基に創造的に表す技能	(ア)材料や用具を生かす技能 (イ)創造的に表す技能	技
		(2) 社会と工芸	ア:社会的な視点に立った発想や構想	(ア)心豊かな発想 (イ)制作の構想	思・判・表
			イ:発想や構想したことを基に創造的に表す技能	(ア)材料や用具を生かす技能 (イ)創造的に表す技能	技
	B鑑賞	(1)鑑賞	ア:工芸作品などに関する鑑賞	(ア)身近な生活の視点に立った工芸作品に関する鑑賞 (イ)社会的な視点に立った工芸作品に関する鑑賞	思・判・表
			イ:工芸の働きや工芸の伝統と文化に関する鑑賞	(ア)工芸の働きに関する鑑賞 (イ)工芸の伝統と文化に関する鑑賞	
共通事項	(1)「A表現」,「B鑑賞」の指導を通して指導	ア:造形の要素の働きの理解		知	
		イ:全体のイメージや作風,様式等で捉えることへの理解			

(d) 内容の取り扱い

- ① 内容の「A表現」及び「B鑑賞」の指導については、中学校美術科との関連を十分に考慮し、「A表現」及び「B鑑賞」相互の関連を図り、特に発想や構想に関する資質・能力と鑑賞に関する資質・能力とを総合的に働かせて学習が深められるようにする。
- ② 内容の「B鑑賞」の指導については、各事項において育成を目指す資質・能力の定着が図られるよう、適切かつ十分な授業時数を配当するものとする。
- ③ 内容の〔共通事項〕は、表現及び鑑賞の学習において共通に必要な資質・能力であり、「A表現」及び「B鑑賞」の指導と併せて、十分な指導を行い、各事項の実感的な理解を通して、生徒が造形を豊かに捉える多様な視点をもてるように配慮するものとする。
- ④ 内容の「A表現」の指導に当たっては、地域の材料及び伝統的な工芸の表現などを取り入れることにも配慮するものとする。
- ⑤ 内容の「A表現」の指導に当たっては、発想から制作の確認及び完成に至る全過程を通して、自分のよさを発見し喜びを味わい、自己実現を果たしていく態度の形成を図るよう配慮するものとする。
- ⑥ 内容の「B鑑賞」の指導に当たっては、日本の工芸も重視して扱うとともに、アジアをはじめとする諸外国の工芸などについても扱うようにする。
- ⑦ 内容の「A表現」及び「B鑑賞」の指導に当たっては、芸術科工芸の特質に応じて、発想や構想に関する資質・能力や鑑賞に関する資質・能力を育成する観点から、〔共通事項〕に示す事項を視点に、アイデアスケッチなどで構想を練ったり、言葉などで考えを整理したりすることや、作品について批評し合う活動などを取り入れるようにする。
- ⑧ 創造することの価値を捉え、自己や他者の作品などに表れている創造性を尊重する態度の形成を図るとともに、必要に応じて、工芸に関する知的財産権などについて触れるようにする。また、こうした態度の形成が、工芸の伝統と文化の継承、発展、創造を支えていることへの理解につながるよう配慮するものとする。
- ⑨ 事故防止のため、特に、刃物類、塗料、器具などの使い方の指導と保管、活動場所における安全指導などを徹底するものとする。

□ 「工芸Ⅱ」

「工芸Ⅱ」の目標は、芸術科の目標を受けるとともに、「工芸Ⅰ」の目標との関連を考慮して、次のように示されている。

工芸の創造的な諸活動を通して、造形的な見方・考え方を働かせ、美的体験を深め、生活や社会の中の工芸や工芸の伝統と文化と深く関わる資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 対象や事象を捉える造形的な視点について理解を深めるとともに、意図に応じて制作方法を創意工夫し、個性豊かで創造的に表すことができるようにする。
- (2) 造形的なよさや美しさ、表現の意図と創造的な工夫、工芸の働きなどについて考え、思いや願いなどから個性豊かに発想し構想を練ったり、自己の価値観を高めて工芸や工芸の伝統と文化に対する見方や感じ方を深めたりすることができるようにする。
- (3) 主体的に工芸の創造的な諸活動に取り組み、生涯にわたり工芸を愛好する心情を育むとともに、感性と美意識を高め、工芸の伝統と文化に親しみ、生活や社会を心豊かにするために工夫する態度を養う。

(イ) 内容について（「工芸Ⅰ」の内容に準ずる。＜工芸Ⅰ◆内容の表を参照＞）

A表現 (1) 身近な生活と工芸 (2) 社会と工芸

B鑑賞

共通事項 今回の改訂で新たに示された事項である

(ロ) 内容の取り扱い

- ① 内容の「A表現」及び「B鑑賞」の指導については、相互の関連を図り、特に発想や構想に関する資質・能力と鑑賞に関する資質・能力とを総合的に働かせて学習が深められるようにする。
- ② (2)生徒の特性、学校や地域の実態を考慮し、内容の「A表現」については(1)又は(2)のうち一つ以上を選択して扱うことができる。
- ③ 内容の取扱いに当たっては、「工芸Ⅰ」の3の(2)から(9)まで（「編成の手引き」では、「工芸Ⅰ」の(ロ)②～⑨まで）と同様に扱うものとする。

ハ 「工芸Ⅲ」

「工芸Ⅲ」の目標は、芸術科の目標を受けるとともに、「工芸Ⅰ」及び「工芸Ⅱ」の目標との関連を考慮して、次のように示されている。

工芸の創造的な諸活動を通して、造形的な見方・考え方を働かせ、美的体験を豊かにし、生活や社会の中の多様な工芸や工芸の伝統と文化と深く関わる資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 対象や事象を捉える造形的な視点について理解を深めるとともに、意図に応じて制作方法を追求し、個性を生かして創造的に表すことができるようにする。
- (2) 造形的なよさや美しさ、独創的な表現の意図と工夫、工芸の働きなどについて考え、思いや願いなどから個性を生かして発想し構想を練ったり、自己の価値観を働かせて工芸や工芸の伝統と文化に対する見方や感じ方を深めたりすることができるようにする。
- (3) 主体的に工芸の創造的な諸活動に取り組み、生涯にわたり工芸を愛好する心情を育むとともに、感性と美意識を磨き、工芸の伝統と文化を尊重し、生活や社会を心豊かにするために工夫する態度を養う。

(イ) 内容について（「工芸Ⅰ」の内容に準ずる。＜工芸Ⅰ◆内容の表を参照＞）

A表現 (1) 身近な生活と工芸 (2) 社会と工芸

B鑑賞

共通事項 今回の改訂で新たに示された事項である

(ロ) 内容の取り扱い

- ① 生徒の特性、学校や地域の実態を考慮し、内容の「A表現」については(1)又は(2)のうち一つ以上を、「B鑑賞」の(1)についてはア又はイのうち一つ以上を選択して扱うことができる。
- ② 内容の取扱いに当たっては、「工芸Ⅰ」の3の(2)から(9)（「編成の手引き」では、「工芸Ⅰ」の(ロ)②～⑨まで）まで、「工芸Ⅱ」の3の(1)（「編成の手引き」では、「工芸Ⅱ」の(ロ)①）と同様に扱うものとする。

(4) Q&A

Q 1 身近な生活と工芸とはなにか

自己の思いなどから発想し、制作する人の視点に立った工芸の制作に取り組む学習活動を目指しています。そのため、身の回りの自然を深く観察し、自然がつくり出す造形の美しさ、そこから得られる素材のよさ、身近な生活体験の中で感じ取ったことや考えたこと、自己の思いなどを基にして使いたいものやつくりたいものなどを発想し構想を練り、創造性豊かな制作ができるようにすることが大切です。

Q 2 社会と工芸とはなにか

使用する人や場などを考えて発想し、社会的な視点に立った工芸の制作に取り組む学習活動を目指しています。そのため、生徒が社会や生活環境と工芸との関連などを考え、使う人の願いなどを基にして、求められるものを発想し構想を練り、自分の考えたことが作品として具現化していく過程で創造する喜びを感じ取らせるとともに、構想に基づいて創造性豊かな制作ができるようにすることが大切です。ここでの学習では、食器の制作を例にとると、自分が使うことを想定するのではなく、幼児や高齢者が使いやすい食器など、他者が使用することを前提とした題材を設定し、使う人の状況や心情などを考えて制作するとともに、生徒が互いのよさを認め合えるようにすることが大切です。

Q 3 障害のある生徒への指導の工夫はどのようにすればよいか。

個々の生徒によって、見えにくさ、聞こえにくさ、道具の操作の困難さ、移動上の制約、健康面や安全面での制約、発音のしにくさ、心理的な不安定、人間関係形成の困難さ、読み書きや計算等の困難さ、注意の集中を持続することが苦手であることなど、学習活動を行う場合に生じる困難さが異なることに留意し、個々の生徒の困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫をしてください。

特に工芸では形や色彩、素材などの変化を見分けたり、微妙な変化を感じ取ったりすることが難しい場合など、生徒の実態やこれまでの経験に応じて、造形の要素の特徴や働きが分かりやすいものを用意して実際に触れてみたり使ってみたりすることや、目的や条件、機能などに応じて一人一人が自分に合ったものを選べるように、いくつかの材料や用具を用意したり種類や数を絞ったりするなどの配慮が必要です。

7-4 芸術（書道）

(1) 目標の改善

各科目で育成する資質・能力を「書道の幅広い活動（Ⅱ・Ⅲ：創造的な諸活動）を通して、書に関する見方・考え方を働かせ、生活や社会の中の文字（Ⅲ：多様な文字）や書、書の伝統と文化と幅広く（Ⅱ・Ⅲ：深く）関わる資質・能力」と規定し、育成を目指す資質・能力として、(1)「知識及び技能」、(2)「思考力、判断力、表現力等」、(3)「学びに向かう力、人間性等」の三つの柱で整理して、これらが実現できるように示された。

(2) 内容の改善

イ 内容構成の改善

「A表現」では「知識」、「技能」、「思考力、判断力、表現力等」に、「B鑑賞」では「知識」、「思考力、判断力、表現力等」に分けて示した。また〔共通事項〕が新設され、「知識」として示された。「B鑑賞」において、「作品の価値とその根拠」「生活や社会における書の効用」、「書の現代的な意義や普遍的な価値」などについて考えることを事項として示した。言語活動の充実については、芸術科書道の特質に応じて適切に位置付けられるよう指導を工夫することとしている。目標と指導内容の構成は次のとおりで

ある。

【「書道」の目標と指導内容の構成】

目 標	書道の幅広い活動（Ⅱ・Ⅲ：創造的な諸活動）を通して、書に関する見方・考え方を働かせ、生活や社会の中の文字（Ⅲ：多様な文字）や書、書の伝統と文化と幅広く（Ⅱ・Ⅲ：深く）関わる資質・能力を次のとおり育成することを目指す。		
	(1) 「知識及び技能」の習得に関する目標 (2) 「思考力、判断力、表現力等」に関する目標 (3) 「学びに向かう人間性等」に関する目標		
領域等	A表現(1)漢字仮名交じりの書 (2)漢字の書(3)仮名の書	B鑑賞	[共通事項]
指導内容	ア「思考力、判断力、表現力等」 イ「知識」 ウ「技能」	ア「思考力、判断力、表現力等」 イ「知識」	イ「知識」

ロ 「知識」及び「技能」に関する指導内容の明確化

「知識」に関する指導内容について、「書の表現の方法や形式、多様性」を理解するなどの具体的な内容を、表現領域の三分野や鑑賞領域ごとに事項として示されている。

「A表現」の「技能」に関する指導内容について、表現領域においては、作品を構想し表現を工夫するために必要な技能として、例えば、漢字仮名交じりの書においては「目的や用途に即した効果的な表現」の技能、「漢字と仮名の調和した線質による表現」の技能などの具体的な内容を事項として示されている。そのことによって、芸術科書道における技能は、「思考力、判断力、表現力等」の育成と関わらせて習得できるようにすべき内容であることが明確になった。

ハ 鑑賞の指導内容の充実

「B鑑賞」において、「作品の価値とその根拠」、「生活や社会における書の効用」、「書の現代的意義や普遍的価値」などについて考えることを事項として示し、書のよさや美しさを味わって捉えることができるようになった。

ニ 【共通事項】の新設

表現と鑑賞の学習に共通に必要な資質・能力として【共通事項】を新設し、「ア用筆・運筆から生み出される書の表現性とその表現効果との関わりについて理解すること。」「イ書を構成する要素について、それら相互の関連がもたらす働きと関わらせて理解すること。」を「知識」に関する資質・能力として位置付けている。

ホ 言語活動の充実

「A表現」及び「B鑑賞」の指導に当たっては、思考力、判断力、表現力等の育成を図るため、芸術科書道の特質に応じた言語活動を適切に位置付けられるよう指導を工夫することとしている。表現領域においては、題材としての言葉を紡ぎ出したり選定したりする場面、作品を構想し表現を工夫する場面、また鑑賞領域では、作品について根拠をもって批評する場面などで言語活動の充実を図れるようになっている。

ヘ 「書道Ⅲ」の内容の充実

「書道Ⅲ」の内容の取扱いにおいては、「生徒の特性、学校や地域の実態を考慮し、内容の『A表現』については(1)、(2)又は(3)のうち一つ以上を、『B鑑賞』の(1)のイについては(ア)、(イ)又は(ウ)のうち一つ以上を選択して扱うことができる」と示され、「A表現」と「B鑑賞」の両領域の内容を必ず扱うこととしている。これによって、全ての科目で「知識」、「技能」、「思考力、判断力、表現力等」の資質・能力をバランスよく育成できるようになった。

(3) 芸術科（書道）の各科目

イ 「書道Ⅰ」

目 標

書道の幅広い活動を通して、書に関する見方・考え方を働かせ、生活や社会の中の文字や書、書の伝統と文化と幅広く関わる資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 書の表現の方法や形式、多様性などについて幅広く理解するとともに、書写能力の向上を図り、書の伝統に基づき、効果的に表現するための基礎的な技能を身に付けるようにする。
- (2) 書のよさや美しさを感じ、意図に基づいて構想し表現を工夫したり、作品や書の伝統と文化の意味や価値を考え、書の美を味わい捉えたりすることができるようにする。
- (3) 主体的に書の幅広い活動に取り組み、生涯にわたり書を愛好する心情を育むとともに、感性を高め、書の伝統と文化に親しみ、書を通して心豊かな生活や社会を創造していく態度を養う。

(イ) 内容について

A表現 「(1)漢字仮名交じりの書」、「(2)漢字の書」、「(3)仮名の書」

B鑑賞

共通事項 今回の改訂で新たに示された事項である

表現及び鑑賞の学習において共通に必要な資質・能力を次のとおり育成する。

- (1) 「A表現」及び「B鑑賞」の指導を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。
ア^{*1} 用筆・運筆から生み出される書の表現性とその表現効果と関わりについて理解すること。
イ^{*2} 書を構成する要素について、それら相互の関連がもたらす働きと関わらせて理解すること。

○ 今回の改訂では、「A表現」の「(1)漢字仮名交じりの書」、「(2)漢字の書」及び「(3)仮名の書」、「B鑑賞」、[共通事項]で内容の全体を構成し、芸術科書道において育成を目指す資質・能力を一層明確にするとともに、生徒が感性を働かせて感じ取ったことをもとに、思考・判断・表現したり、鑑賞したりする一連の学習過程を大切にすることを求めている。

[共通事項] は、「A表現」及び「B鑑賞」の学習において共通に必要な資質・能力であり、「知識」に関する項目として示されている。

*1 「①時間性と運動性」及び「②書の表現性」の視点

*2 「③書を構成する要素」及び「④造形性と空間性」の視点

(ロ) 内容の取り扱い（単元・題材を構想する上で必要となる配慮事項）

- (1) 内容の「A表現」及び「B鑑賞」の指導については、それぞれ特定の活動のみに偏らないようにするとともに、「A表現」及び「B鑑賞」相互の関連を図るものとする。
- (2) 内容の「A表現」の(1)、(2)及び(3)の指導については、それぞれア、イ及びウの各事項を、「B鑑賞」の(1)の指導については、ア及びイの各事項を適切に関連させて指導する。
- (3) 内容の「A表現」の(1)については漢字は楷書及び行書、仮名は平仮名及び片仮名、(2)については楷書及び行書、(3)については平仮名、片仮名及び変体仮名を扱うものとし、また、(2)については、生徒の特性等を考慮し、草書、隷書及び篆書を加えることもできる。
- (4) 内容の「A表現」の(2)及び(3)については、臨書及び創作を通して指導するものとする。
- (5) 内容の[共通事項] は、表現及び鑑賞の学習において共通に必要な資質・能力であり、「A表現」及び「B鑑賞」の指導と併せて、十分な指導が行われるよう工夫する。

- (6) 内容の「A表現」の指導に当たっては、篆刻、刻字等を扱うよう配慮するものとする。
- (7) 内容の「A表現」の指導に当たっては、中学校国語科の書写との関連を十分に考慮するとともに、高等学校国語科との関連を図り、学習の成果を生活に生かす視点から、目的や用途に応じて、硬筆も取り上げるよう配慮するものとする。
- (8) 内容の「B鑑賞」の(1)のイの(ウ)の指導に当たっては、漢字仮名交じり文の成立について取り上げるようにする。
- (9) 内容の「A表現」及び「B鑑賞」の指導に当たっては、思考力、判断力、表現力等の育成を図るため、芸術科書道の特質に応じた言語活動を適切に位置付けられるよう指導を工夫する。なお、内容の「B鑑賞」の指導に当たっては、作品について根拠をもって批評する活動などを取り入れるようにする。
- (10) 内容の「A表現」及び「B鑑賞」の指導に当たっては、書道の諸活動を通して、生徒が文字や書と生活や社会との関わりを実感できるよう指導を工夫する。
- (11) 自己や他者の著作物及びそれらの著作者の創造性を尊重する態度の形成を図るとともに、必要に応じて、書に関する知的財産権について触れるようにする。また、こうした態度の形成が、書の伝統と文化の継承、発展、創造を支えていることへの理解につながるよう配慮する。

ロ 「書道Ⅱ」

目 標

書道の創造的な諸活動を通して、書に関する見方・考え方を働かせ、生活や社会の中の文字や書、書の伝統と文化と深く関わる資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 書の表現の方法や形式、多様性などについて理解を深めるとともに、書の伝統に基づき、効果的に表現するための技能を身に付けるようにする。
- (2) 書のよさや美しさを感じ、意図に基づいて創造的に構想し個性豊かに表現を工夫したり、作品や書の伝統と文化の意味や価値を考え、書の美を味わい深く捉えたりすることができるようにする。
- (3) 主体的に書の創造的な諸活動に取り組み、生涯にわたり書を愛好する心情を育むとともに、感性を高め、書の伝統と文化に親しみ、書を通して心豊かな生活や社会を創造していく態度を養う。

(イ) 内容について

A表現 「(1)漢字仮名交じりの書」, 「(2)漢字の書」, 「(3)仮名の書」

B鑑賞

共通事項 今回の改訂で新たに示された事項である「書道Ⅰ」の〔共通事項〕(1)と同じ。

(ロ) 内容の取り扱い(単元・題材を構想する上で必要となる配慮事項)

- (1) 内容の「A表現」及び「B鑑賞」の指導については、相互の関連を図るものとする。
- (2) 生徒の特性、学校や地域の実態を考慮し、内容の「A表現」については(1)を扱うとともに、(2)又は(3)のうち一つ以上を選択して扱うことができる。
- (3) 内容の「A表現」の(1)については楷書、行書、草書及び隸書、仮名は平仮名及び片仮名、(2)については楷書、行書、草書、隸書及び篆書、(3)については平仮名、片仮名及び変体仮名を扱うものとする。
- (4) 内容の「A表現」の指導については、篆刻を扱うものとし、生徒の特性等を考慮し、刻字等を加えることもできる。
- (5) 内容の「B鑑賞」の指導については、各事項において育成を目指す資質・能力の定着が図られ

るよう、適切かつ十分な授業時数を配当するものとする。

- (6) 内容の「A表現」及び「B鑑賞」の指導については、相互の関連を図るものとする。「内容の取り扱い」に当たっては、「書道Ⅰ」の3の(2)，(4)，(5)及び(9)から(11)までと同様に取り扱うものとする。

ハ 「書道Ⅲ」

目 標

書道の創造的な諸活動を通して、書に関する見方・考え方を働かせ、生活や社会の中の多様な文字や書、書の伝統と文化と深く関わる資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 書の表現の方法や形式、多様性などについて理解を深めるとともに、書の伝統に基づき、創造的に表現するための技能を身に付けるようにする。
- (2) 書のおよみや美しさを感じ、意図に基づいて創造的に深く構想し個性豊かに表現を工夫したり、作品や書の伝統と文化の意味や価値を考え、書的美を味わい深く捉えたりすることができるようにする。
- (3) 主体的に書の創造的な諸活動に取り組み、生涯にわたり書を愛好する心情を育むとともに、感性を磨き、書の伝統と文化を尊重し、書を通して心豊かな生活や社会を創造していく態度を養う。

(イ) 内容について

A表現 「(1)漢字仮名交じりの書」，「(2)漢字の書」，「(3)仮名の書」

B鑑賞

共通事項 今回の改訂で新たに示された事項である「書道Ⅰ」の〔共通事項〕(1)と同じ。

(ロ) 内容の取り扱い（単元・題材を構想する上で必要となる配慮事項）

- (1) 生徒の特性、学校や地域の実態を考慮し、内容の「A表現」については(1)，(2)又は(3)のうち一つ以上を、「B鑑賞」の(1)のイについては(ア)，(イ)又は(ウ)のうち一つ以上を選択して扱うことができる。
- (2) 内容の「A表現」の(2)及び(3)については、目的に応じて臨書又は創作のいずれかを通して指導することができる。
- (3) 「内容の取り扱い」に当たっては、「書道Ⅰ」の3の(5)及び(9)から(11)まで、「書道Ⅱ」の3の(1)及び(5)と同様に取り扱うものとする。

(4) Q&A

Q 1 「A表現」と「B鑑賞」とありますが、どのように扱ったらいいのですか。

年間計画（シラバス）に「A表現」「B鑑賞」を明記し、計画的に実施してください。「A表現」及び「B鑑賞」の指導については、それぞれ特定の活動に偏らないようにするとともに、相互の関連を図ることが重要です。「A表現」の授業を計画的に実施するということについてはQ.02を、「B鑑賞」の授業を計画的に実施するということについてはQ.03，Q.04を参照してください。

Q 2 「書道Ⅰ」の「A表現」において、必ず学習させなければならない内容はありますか。

「書道Ⅰ」は、中学校国語科の書写における学習を基礎にして、「(1)漢字仮名交じりの書」，「(2)漢字の書」，「(3)仮名の書」についての幅広い活動を展開し、書に関する見方・考え方を働かせ、生活や社会の中の文字や書、書の伝統と文化と幅広く関わる資質・能力を育成することを目指しています。「漢字仮名交じりの書」

では、漢字は楷書体及び行書体、仮名は平仮名及び片仮名を扱うこととされています。「漢字の書」では、楷書体及び行書体としていますが、例えば、仮名の成立等の学習に必要な場合は草書体を、篆刻の学習に必要な場合は篆書体を、刻字の学習に必要な場合は隷書体を加えることもできるとしています。ただし、草書体、隷書体、篆書体の指導は、楷書体や行書体に優先するものではなく、「書道Ⅰ」では基礎的な楷書体及び行書体の学習を充実させることが大切です。「仮名の書」では、平仮名、片仮名、及び変体仮名を扱うものとされています。

Q3 「書道Ⅰ」の「A表現」において、必ず学習させなければならない内容は何ですか。

「書道Ⅰ」における「鑑賞」では、書の表現の方法や形式、多様性などについて理解したり、作品や書の伝統と文化の意味や価値を考え、書的美を味わい捉えたりすることを目指しています。また、今回の改訂では、鑑賞の観点を一層明確にするために、「線質、字形、構成等の要素」とそれら諸要素の「表現効果や風趣との関わり」と具体的に示されています。

Q4 「鑑賞」の授業について、手本を見て書くのは「鑑賞」にはあたりませんか。

例えば、臨書の学習で手本を見て書いているので鑑賞にあたるのではないかと捉えられがちですが、それだけでは鑑賞の学習になりません。「B鑑賞」で言うところの鑑賞とは、「鑑賞の資質・能力を身に付けること」、「鑑賞する上で守るべきマナーを身に付けること」、「鑑賞する際の心構え」など多岐にわたります。そしてその資質・能力を身に付けるためには、批評し合ったり、意見を述べたりする言語活動が重要となります。授業者は、年間計画の中に「鑑賞」を意図的・計画的に配置し、鑑賞の授業を工夫することが求められます。

Q5 「漢字仮名交じりの書」とはどのようなものでしょうか。

漢字仮名交じり文の詩歌や文章・語句などが書かれた書をいいます。漢字仮名交じり文は日常的な表記を用いるので、芸術的な表現とともに実用的な表現も含まれます。今回の改訂では、「現代」という視点を新たに加えていますが、これは、書の表現方法や表現対象等が多岐にわたっている現状を踏まえ、伝統に裏打ちされた「漢字の書」及び「仮名の書」として括りきれない表現や新たな視点についても広く包括的に捉えることを示しています。

Q6 「仮名の書」について、平仮名を書けば「仮名の書」の学習になりますか。

「仮名の書」は、特に平安時代の「仮名の書」の伝統に立脚した書のことをいいます。また、これらの書の名品を「古筆」といい、平仮名や変体仮名、連綿等の技法の効果的な使用、行書きや散らし書きなどの紙面構成、料紙(装飾紙)の使用等も仮名の美の要因となります。よって、現代の平仮名を書き写すだけでは「仮名の書」の学習にはなりません。

Q7 「臨書」とはどのようなものですか。

「臨書」という言葉は「創作」に対応する言葉として用いられることが多く、一般的には、主として評価の定まった古典を学習することをいいます。臨書を通して身に付けた古典の知識や技能を、表現効果と関連付けて考えることにより、創作活動における作品の構想や表現の工夫に生かすことができます。

Q8 「創作」とは、書道ではどのようなものですか。

「創作」とは、新たなものを作りだし、作者自身の現在を表現しようとすることであり、新たな美を作り出そうとする能動的な活動です。臨書を通して身に付けた技能を生かしながら、普遍性に裏打ちされた自己の表出としての表現活動を行い、「古典の書」の美に対する感性を養い、新たな美を生み出すことを目指すものですので、生徒が主体的に考えられるよう指導を工夫することが重要です。

Q9 書道Ⅱでは「篆刻」を扱うことになっていますが、書道Ⅰではどうすればいいのでしょうか。

書道Ⅱの「4 内容の取扱い」では、「篆刻」を必ず扱うものとされていますが、書道Ⅰのみ開設していて、書道Ⅱを開設していない場合は書道Ⅰで可能な限り扱うようにします。高校で書道を履修したのに、篆刻の学習はしなかったとならないようにすることが大切です。

Q10 篆刻の材料は、消しゴムや発泡スチロールなどでもよいのでしょうか。

印材（篆刻の材料）は柔らかい石や木が使われます。消しゴムや発泡スチロールに文字を刻すことは篆刻とはいえません。篆刻は文字の形も大切ですが、線も重要な要素です。石や木に刻すことで、その質感や線の特徴等を理解するよう指導することが重要です。

Q11 筆ペンは毛筆の学習になりますか。

筆ペンはペンなので、原則として毛筆の学習とはいえません。「A表現」の指導事項に、用具・用材の特徴と表現効果との関わりが全ての分野に位置付けられていますので、適切な用具・用材を使用し、加えて、それらを大切にすることを養うことが必要です。

Q12 墨は墨液を使用してもいいのでしょうか。

学校等の実情に合わせて墨液も許容しますが、墨はなるべく擦って書いてください。毛筆は毛質などによって線質が違ってくこと、墨は原料の煤や膠の調合や磨墨などによって濃淡が違ってくことなど、用具・用材の特徴と表現効果との関わりを実感的に理解できるようにすることが重要です。特に、仮名の学習では、仮名にふさわしい線質を表現するために、擦った墨で書くことが欠かせません。また、細字（＝多字数で小さな文字）の場合は、擦った墨でないと墨が続かず、学習に集中することができません。墨液の用いやすさは否めませんが、書の美の表現活動であるとう点を忘れずに、指導に当たってください。

Q13 滲んだり、かすれたりした線はいけないのですか。

小中学校の書き初めなどでは滲んだりかすれたりした線は好まれません。滲みやかすれは書表現の重要な要素です。初期の学習段階では小中学校国語科書写の使用実態を踏まえて、基本的なものを中心に使用できるよう配慮することが大切ですが、様々な表現を体験させて表現の幅を広げ、用具・用材の特徴と表現効果との関わりに対する興味・関心を高められるよう配慮する必要があります。

Q14 小・中学校のとき、筆や硯は洗わないようにと言われてましたが、本当ですか。

筆、硯ともに使用後はきれいに洗ってください。「洗わないように」と言われたのは、おそらく、学校の設備が汚れてしまうことや服を汚してしまう恐れがあるために言われたことだと思われます。筆も硯も墨が残らないようにきれいに洗うことで使いやすく長持ちします。「用具・用材」を大切に扱い、その手入れの仕方を学ぶことも、書道学習の大切な要素の一つです。